

指定管理者の指定について

1. 趣旨

品川区立障害児者総合支援施設（以下「施設」という。）は、児童発達支援センター「品川児童学園」の機能強化を図るとともに、障害児者の地域生活を支える拠点施設として、令和元年10月1日に開設した。

多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供といった指定管理者制度のメリットを最大限生かし、建物全体の管理を含めた総合的かつ一体的な施設全体の管理運営を行うため、指定管理者を公募した。

公募には2団体が参加し、うち1団体を候補者として選定した。

2. 施設の概要

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 名称 | 品川区立障害児者総合支援施設 |
| (2) 所在地 | 品川区南品川3-7-7 |
| (3) 敷地面積 | 2,748.90㎡ |
| (4) 延床面積 | 6,874.88㎡ |
| (5) 構造 | 地下1階 地上6階鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造） |

3. 実施事業

- (1) 総合的な施設の管理運営
- (2) 総合的な事業の管理運営
 - ア. 子ども発達相談室
 - イ. 児童発達支援
 - ウ. 放課後等デイサービス
 - エ. 保育所等訪問支援
 - オ. 日中一時支援事業
 - カ. 地域拠点相談支援センター
 - キ. 障害児相談支援事業
 - ク. 特定相談支援事業
 - ケ. 居宅介護
 - コ. 重度訪問介護
 - サ. 同行援護
 - シ. 行動援護
 - ス. 生活介護

- セ. 就労継続支援
- ソ. 短期入所
- タ. 地域活動支援センター

4. 指定期間

令和4年10月1日から令和9年3月31日まで

5. 選定事業者

社会福祉法人 福栄会 理事長 野村 寛

6. 選定方法

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針のとおり、複数の事業者からの提案を受けた。事業者を選定するに際しては、応募資格を確認し、労働環境チェックシート・事業者経営分析により第一次審査を行った。第二次審査として審査会を開催し、提案内容の審査・事業者ヒアリングを行った。事業実績および経営状況、事業計画等を総合的に審査し、品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会で候補者を選定した。

公募開始	令和2年10月 1日
公募説明会参加希望票提出期限	令和2年10月21日
公募説明会	令和2年10月23日
応募申請書類提出期限	令和2年11月 9日
資格審査および第一次審査結果通知	令和2年12月 4日
企画提案書類提出期限	令和2年12月11日
審査会	令和3年 1月12日
選定委員会	令和3年 1月19日

7. 選考基準

別紙1のとおり

8. 第二次審査審査会の構成

- ・委員長 福祉部長
 - ・委員 弁護士
企画調整課長
保育課長
福祉計画課長
障害者福祉課長
荏原保健所長
- 計7名

9. 指定管理者選定委員会の構成

- ・委員長 企画部長
 - ・委員 弁護士
医師
学識経験者
子ども未来部長
品川区保健所長
福祉部長
福祉計画課長
障害者福祉課長
- 計 9 名

10. 選定理由

- (1) 基本方針として「利用者を中心とした施設運営」を掲げ、事業に取り組むとともに、区民サービスを拡充し、品川区全体の障害児者の福祉の向上を図ることができる。
- (2) 施設の設置目的を理解し、区との協力体制のもと、区の拠点施設として、施設の管理運営ができる。
- (3) 総合的・一体的な管理運営を実施することができる。

11. 指定申請者に係る説明資料について

別紙2のとおり

◎障害者の拠点施設

<p>1-1. 区の拠点施設として、区内の障害者全体の福祉の向上を図るものであること(平等な利用・サービスの向上を図るものであること)。</p>	
<p>(1) 支援が必要な障害者にサービス利用の機会が確保されているか。(相談のしやすさ、受入人数や稼働率、サービス利用のしやすさ等) また、提案内容に実現性があるか。</p>	
<p>(2) 利用者の個別性(重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害等特別な支援を要する利用者への対応を含む。)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。また、提案内容に実現性があるか。</p>	
<p>(3) 緊急時に対応できる体制が確保されているか。(バックアップ体制、夜間・休日等の対応) また、提案内容に実現性があるか。</p>	
<p>(4) 相談支援の充実、プログラムの充実、利用者満足度の向上、利用率の向上等、サービス向上を図るものとなっているか。また、提案内容に実現性があるか。</p>	
<p>(5) 地域生活支援拠点として障害者の地域生活を支えるための機能の向上を図るものとなっているか。(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり) また、提案内容に実現性があるか。</p>	
<p>1-2. 区の療育支援拠点として、区内の障害児全体の福祉の向上を図るものであること(平等な利用・サービスの向上を図るものであること)。</p>	
<p>(1) 支援が必要な障害児にサービス利用の機会が確保されているか。(早期発見・早期支援、受入人数や稼働率、サービス利用のしやすさ等) また、提案内容に実現性があるか。</p>	
<p>(2) 利用者の個別性(重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児等特別な支援を要する利用者への対応を含む。)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。また、提案内容に実現性があるか。</p>	
<p>(3) ライフステージを通した一貫した支援を図れるものとなっているか。(保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援) また、実現性があるか。</p>	
<p>(4) 相談支援の充実、プログラムの充実、利用者満足度の向上、利用率の向上等、サービス向上を図るものとなっているか。また、提案内容に実現性があるか。</p>	
<p>2. 公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p>	
<p>(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。</p>	
<p>(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。</p>	
<p>3. 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</p>	
<p>(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。</p>	
<p>(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。</p>	
<p>(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制(研修体制を含む)があるか。</p>	
<p>4. 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。</p>	
<p>(1) 企画提案は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、拠点施設としての役割を理解し、取組みや方向性を示しているか。</p>	
<p>(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。</p>	
<p>(3) 利用者や家族の要望・意見等を汲みあげるものとなっているか。また、地域との交流、関係機関との連携を図るものとなっているか。</p>	
<p>(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。</p>	

指定申請者に係る説明資料

施設の名称	品川区立障害児者総合支援施設
-------	----------------

1 指定申請者の概要について

名 称	社会福祉法人 福栄会
所 在 地	品川区東品川三丁目1番8号
設立年月日	平成元年3月8日
実 施 事 業	〈第一種社会福祉事業〉 特別養護老人ホーム等 4事業 〈第二種社会福祉事業〉 障害福祉サービス事業等 15事業 〈公益を目的とする事業〉 品川区立高齢者住宅等の管理受託等 3事業
理 事 長	野村 寛
資産の総額	4 5 億 6, 4 2 9 万 5, 8 6 1 円 (R 2.3. 3 1 現在)

2 指定管理者としての適格性について

選考基準

《 1 - 1 》

区の拠点施設として、区内の障害者全体の福祉の向上を図るものであること（平等な利用・サービスの向上を図るものであること）。

(1) 支援が必要な障害者にサービス利用の機会が確保されているか。（相談のしやすさ、受入人数や稼働率、サービス利用のしやすさ等）また、提案内容に実現性があるか。

⇒1階に相談の窓口を置くことで、相談のしやすさの工夫を図る提案があった。サービス提供範囲の拡充を図り、支援が必要な障害者にサービス利用の機会が確保されていると認められる。

(2) 利用者の個別性（重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害等特別な支援を要する利用者への対応を含む。）に配慮したサービス提供体制が確保されているか。また、提案内容に実現性があるか。

⇒看護師等専門職を配置する他、喀痰吸引等研修受講者、強度行動障害支援者養成研修受講者の配置を予定している。利用者の個別性に配慮したサービス提供体制が確保されていると認められる。

(3) 緊急時に対応できる体制が確保されているか。(バックアップ体制、夜間・休日等の対応) また、提案内容に実現性があるか。

⇒24時間の電話サポート体制の整備や宿直者の配置、区内全体の短期入所・訪問系サービス等の障害福祉サービスとの連携を図ることが計画されている他、本部のバックアップ体制もあることから、緊急時に対応できる体制が確保されていると認められる。

(4) 相談支援の充実、プログラムの充実、利用者満足度の向上、利用率の向上等、サービス向上を図るものとなっているか。また、提案内容に実現性があるか。

⇒利用者を中心とした施設運営を基本方針として掲げ、全障害種別に対応した相談支援体制の構築や、延長サービスの実施、障害者一人ひとりに即した日常生活の質を高めるための支援として、文化・芸術・スポーツ活動等を促進する支援メニューを豊富にするなど、サービスの向上を図るものと認められる。

(5) 地域生活支援拠点として障害者の地域生活を支えるための機能の向上を図るものとなっているか。(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり) また、提案内容に実現性があるか。

⇒障害児者のライフステージを通じた支援を実現するため、各事業所間連携による迅速な相談からサービス提供までの仕組みづくりを確立し、切れ目のない一貫した支援体制を目指す。法人全体のバックアップ機能を活用するとともに、事業所連絡会を開催し、区内の他の事業所と情報共有の機会を作り、相互協力による連携を推し進め、区内全体の体制づくりを行う。地域生活支援拠点として障害者の地域生活を支えるための機能の向上を図るものと認められる。

《 1 - 2 》

区の療育支援拠点として、区内の障害児全体の福祉の向上を図るものであること(平等な利用・サービスの向上を図るものであること)。

(1) 支援が必要な障害児にサービス利用の機会が確保されているか。(早期発見・早期支援、受入人数や稼働率、サービス利用のしやすさ等) また、提案内容に実現性があるか。

⇒指定障害児相談支援事業所の担当者が子ども発達相談室と協働して対応し、初回相談の待機期間の解消を図るとともに専門相談と並行して計画相談を行い、適切な療育機関へつなげる。支援が必要な障害児にサービス利用の機会が確保されているものと認められる。

(2) 利用者の個別性(重症心身障害、医療的ケア、肢体不自由児等特別な支援を要する利用者への対応を含む。)に配慮したサービス提供体制が確保されているか。また、提案内容に実現性があるか。

⇒多職種（心理士、看護師、専門療法士等）を配置し、子どもの障害特性・発達・発育段階に対し適切なアセスメントを行う。また、医師や専門療法士による個別の相談やリハビリテーション等、法人内の人材活用を含み、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児に対する療育支援体制を整備する。利用者の個別性に配慮したサービス提供体制が確保されているものと認められる。

(3) ライフステージを通した一貫した支援を図れるものとなっているか。(保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援) また、実現性があるか。

⇒区内唯一の児童発達支援センターとして、障害の多様化、重度化に対応した相談及び療育支援体制の強化を図り、早期発見・早期支援による児童の健全な成長・発達につなげるとともに、地域の相談支援事業所やサービス提供事業者との連絡協議体制を構築し、地域全体の療育体制の底上げを目指す。また、相談支援体制および各サービスを充実し、乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期に受けられる障害者のライフステージを通した支援を実現する。ライフステージを通した一貫した支援を図れるものとなっているものと認められる。

(4) 相談支援の充実、プログラムの充実、利用者満足度の向上、利用率の向上等、サービス向上を図るものとなっているか。また、提案内容に実現性があるか。

⇒障害児相談支援事業所と子ども発達相談室との協働による相談体制の充実を図る。児童発達支援や放課後等デイサービスでは、利用者の家庭環境にも配慮し、サービス提供日時の拡充を図る。また、初回相談待ち期間の解消や民間事業所では受入れが困難な重症心身障害児や医療的ケアが必要な障害児に対する療育支援体制を整える他、提案事業として、通所ができない重度の障害児には、居宅訪問型児童発達支援の提供を検討しているなど、サービス向上を図るものと認められる。

《 2 》

公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(1) 施設の適切な維持および管理が図られるものであるか。

⇒統括責任者が施設内を総括し、総務係において建物管理等を実施する組織となっており、施設の適切な維持および管理が図られるものと認められる。

(2) 管理経費の縮減に向けた努力がされているか。

⇒総務係（事務・受付・施設管理）と相談支援事業所を1階に配置し、来館者の対応を一体的に行うことで、現状の受付業務委託費を総務係経費に振り替える。収支計画も具体的であり、管理経費の縮減に向けた努力がされているものと認められる。

《 3 》

公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

(1) 福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を有しているか。

⇒法人の財務基盤は、令和元年度決算によれば短期安定性の指標である流動比率は 755%、長期安定性の指標である固定資産長期適合率は 73%となっており、短期的にも長期的にも高い安定性が確認できる。経営体制についても、法人の運営する障害者施設の直近の東京都第三者評価における組織マネジメント分析においても高い評価を受けており、福祉サービスを安定的に提供できる経営基盤を持つ法人といえる。

※流動比率は 200%以上、固定資産長期適合率は 100%未満が望ましいとされる。

(2) 収支計画に具体性、実現性があるか。

⇒人員配置基準をもとに職員配置計画を定めつつ、重点を置く事業については、医療職や専門職を加えた配置をする。利用人数が想定される事業は、必要とされるサービス量を適切に予測し、想定収入に対応した人員配置とし、収支計画を作成の上、差額をもとに指定管理料を定める。収支計画に具体性、実現性があるものと認められる。

(3) 福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制（研修体制を含む）があるか。

⇒キャリアパス制度・資格取得助成制度・3か年計画により各国家資格の他、強度行動障害者や医療的ケアの実施体制の準備として強度行動障害者支援者養成研修や喀痰吸引研修を計画的に受講しており、福祉サービスを円滑かつ継続的に提供できる人的体制（研修体制を含む）があるものと認められる。

《 4 》

公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(1) 企画提案は施設の設置目的を満たす内容になっているか。また、拠点施設としての役割を理解し、取り組みや方向性を示しているか。

⇒障害児者のライフステージを通じた支援を実現するため、拠点相談支援事業・児童発達支援センター・通所・訪問事業等の連携を強化し、事業所間連携による迅速な相談からサービス提供までの仕組みづくりを確立し、切れ目のない一貫した支援体制を目指している。施設の設置目的を満たす内容となっており、拠点施設としての役割を理解し、取り組みや方向性を示しているものと認められる。

(2) 事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているか。

⇒事故防止マニュアルに基づき安全管理体制を確保している。災害発生時は、法人が経営する既存施設によるバックアップ体制も含めて対応する。事故防止対策、非常時・緊急時の連絡体制等の安全管理について配慮されているものと認められる。

(3) 利用者や家族の要望・意見等を汲みあげるものとなっているか。また、地域との交流、関係機関との連携を図るものとなっているか。

⇒日常的な情報交換は、連絡ノートを活用するとともに、必要に応じて送迎時・来所時に家族と話をする機会をもつほか、電話連絡を行い、時間のずれの無いよう、確実に共有する。定期的に家族懇談会・連絡会を開催し、意見交換を行い、協力関係を発展させる。あわせて、家族参加型行事を開催し、地域交流を目的とした行事を家族と協力して開催し、事業者、利用者および家族が一体となって地域社会の一員として貢献する。利用者や家族の要望・意見等を汲みあげるものとなっており、地域との交流、関係機関との連携を図るものとなっているものと認められる。

(4) 苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているか。

⇒苦情解決・サービス向上規程を整備し、利用者の権利を擁護し、苦情の迅速な解決とサービスの質の向上を図っている。個人情報の保護に関する規定を整備し、個人の権利利益の保護と人格の尊重を図っている。情報公開規定を整備し、サービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進することを図っている。苦情解決、個人情報の管理および情報公開等について体制を整備しているものと認められる。